

宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和3年12月27日（月）午前10時から正午まで
場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画の策定について

(2) 次期第二種特定鳥獣管理計画の策定について

①ニホンジカ, ②イノシシ, ③ツキノワグマ, ④ニホンザル

4 報 告

温泉部会の処分状況について

5 その他

6 閉 会

【 資 料 】

資料1-1 第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

資料1-2 第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）

資料1-3 第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画新旧対照表（案）

資料1-4 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な
指針の主な変更点

資料2-1-1 第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）の概要

資料2-1-2 第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）

資料2-1-3 第三期宮城県ニホンジカ管理計画新旧対照表（案）

資料2-2-1 第四期宮城県イノシシ管理計画（案）の概要

資料2-2-2 第四期宮城県イノシシ管理計画（案）

資料2-2-3 第四期宮城県イノシシ管理計画新旧対照表（案）

資料2-3-1 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）の概要

資料2-3-2 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）

資料2-3-3 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表（案）

資料2-4-1 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）の概要

- 資料 2-4-2 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）
資料 2-4-3 第五期宮城県ニホンザル管理計画新旧対照表（案）
資料 2-5 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び各部会における次期特定鳥獣管理計画（案）に対する主な意見等
資料 3 第 1 3 次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び次期各特定鳥獣管理計画策定スケジュール（案）
資料 4 宮城県自然環境保全審議会温泉部会処分状況一覧

1 開会

（始めに、佐々木環境生活部副部長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐々木 均環境生活部副部長）

本日は大変お忙しい中、令和 3 年度第 1 回宮城県自然環境保全審議会に御出席いただき厚くお礼申し上げます。また、お集まりの皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進に格別の御理解と御支援を賜っていることに対し、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

本県では、豊かな自然環境を保全し次世代に引き継ぐため、蔵王・船形・栗駒や伊豆沼・内沼などの優れた自然環境の保全に取り組むとともに、大規模開発や林地開発許可制度の適切な運用により無秩序な開発の防止に努めてきた。また、農林業被害が深刻化している野生鳥獣対策としては、計画的な個体数調整や、狩猟者確保対策等を推進し、特にイノシシ及びニホンジカの適正管理を強化している。

本審議会は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関として条例に基づいて設置されている。

本日は今年度 1 回目の審議会となるが、「第 1 3 次宮城県鳥獣保護管理事業計画の策定」について御審議をお願いするとともに、併せて、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び各部会で検討していただいたニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルに関する「第二種宮城県特定鳥獣管理計画の策定」についても御審議いただくこととなっている。限られた時間ではあるが、それぞれの立場や識見に基づき、忌憚のない御意見や御提言をお願いする。

（事務局より配布資料の確認後、本日の出席者数を報告（構成委員 2 3 名中 2 3 名（うちオンライン 3 名）が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第 6 条第 2 項の規定により有効に成立している）。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成 1 2 年 3 月 2 1 日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる旨を報告。）

3 議事

司 会： それでは、次第 3 の議事に入るため、当審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、以後の議事の進行については西村会長をお願いする。

西村会長： 御多忙のところお集まり頂き、感謝申し上げます。

本日の予定であるが、審議会の終了予定は12時までとなっているので御協力願う。それでは議事（1）第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画の策定について審議していくので、事務局から説明願う。

（1）第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画の策定について

事務局： （資料により説明）

西村会長： 只今の事務局からの説明について、委員から質問・意見等頂戴したい。

早坂委員： 先ほどの資料1-2, 第2の1(3)既指定鳥獣保護区の変更計画について。ほとんどの箇所が20年間の指定期間満了の後は再延長とされているにも関わらず、どうして来年度2箇所解除するのか不思議に思っていたが、事務局からの説明を受けて岩出山鳥獣保護区について発展的な解除であると理解した。

ただ、南郷鳥獣保護区については、いつどのように調査したのか、ここにデータが載っていないので不明なのだが、実際にはこのあたりの田園地帯は冬になると日中はコハクチョウやガンカモ類が田んぼに多数飛来しており、採食場になっていると思われる。こういうコハクチョウやガンカモ類が安定的に宮城県に飛来してくるためにはエサ場の安定的な確保が必要だと思うのだが、南郷鳥獣保護区にたくさんコハクチョウがいるのに何故指定理由が消滅したと言えるのか分かりかねるので、そのきちんとしたデータというものがあるかどうかをまずお伺いしたい。

もしも詳しい調査がなされていないのであれば、調査をした上で、科学的根拠たり得るデータを集積してからの解除でも遅くないような気がするが、その点についてどのようにお考えなのか伺いたい。

事務局： 南郷鳥獣保護区が指定された昭和39年当時は、棹指沼というため池があったため、ガン類の集団渡来地という理由で指定したもの。ただ、現在は棹指沼が消滅しており、ガン類が渡来していないことを確認していることから解除とするもの。

なお、ガン類の飛来状況については、南郷鳥獣保護区のある美里町を管轄している県北部地方振興事務所の担当者、県自然保護員や美里町の担当者が現地を定期的に巡視しており、ガン類が飛来していないことを確認している。また、民間のフライングギースという調査結果においても、南郷鳥獣保護区にはガン類が飛来していないということをデータとして確認している。

早坂委員： コハクチョウがいるのは関係ないのか。ガン類が飛来していなければいいということか。

事務局： コハクチョウがいるということは北部地方振興事務所の担当者も確認しているが、南郷鳥獣保護区の指定理由がガン類の集団渡来地であるため、その指定理由がなくなったということで解除するもの。

早坂委員： 今ここにいる他の委員の方々も、コハクチョウはいいのかという疑問を持っているのではないかという気もするが、ガン類で指定したから、そのガン類が確認されなかったから解除理由になると判断されたということか。

事務局： 指定当時は沼があつて集団渡来地になり得たが、その沼が消失してしまったため、指定理由の消滅ということで今回解除となる。

早坂委員： 先ほど申し上げたように、ここは採食場になっていると思われるのだが、その採食場になっているところの保護・確保というのが大変重要だと思う。確かに沼は消失して、この場所はねぐらにはなっていないかもしれないが、採食場としてここが安定的に確保されているために、近くの蕪栗沼や鳴瀬川にいるガンカモ類がここに食べに来ているのではないかと思われる。
沼がなくなったから解除するというが、随分前に沼はなくなっているものの、これまでも更新はされているのではないか。

事務局： 指定当時は沼があり、その沼が消滅した時期は確認が不足していて不明だが、その後も更新はしてきている。

前回の更新では、コハクチョウが来ているということで更新したものの、今回の更新に際して再度指定理由を見直したところ、コハクチョウの飛来が見られるから更新ということではなく、ガン類の集団渡来地という元々の指定理由が消滅していることから解除という案にしている。

早坂委員： 実際、この場所に来ているのを見ているので、いつ調査をされたのかというものも不思議に思うのだが、もう少し詳しい調査を行ってからの解除が検討できないものかと思ったので質問させていただいた。

若見委員： 私もフライングギースで時々参加させていただいており、この場所がハクチョウ類の採食場になっていることは確認している。マガンだけということではなくて、今後鳥類が減っていくというような形は正直見られるような状況ではなく、増えていくのではないかと推測されている。そういう中で、このような場所が減っていくというのは今後の鳥インフルエンザに関しても考えさせられるところもあるので、もう一度検討していただければ非常にありがたいと私も考えている。

西村会長： 事務局からは何かあるか。

事務局： 町からの要望及び県として現地調査もしていたところではあるが、委員から御意見をいただいたので、今後の取扱いについてもう一度検討させていただきたいと思う。

ただ、先ほど申し上げたとおり、元々はため池があったことからガン類の集団渡来地としての指定地であった。そのため池が消失した後も採食場としての利用があることから解除してこなかったが、町や管轄の県地方機関にも確認を行い、このタイミングでの解除が検討に上がったということで御理解をいただきたい。

西村会長： ここでは指定理由の消滅ということで解除という案が出されているが、引き続き、今の御意見等、各方面の意見もいただきながら検討を続けて行ければと思う。

他に何か御意見、御質問はあるか。

生駒委員： 新旧対照表の29ページについて。イノシシ、ニホンジカの捕獲を目的とする場合は輪の直径が12cm以内となっており、2週間ほど前の地元新聞記事にも狩猟者の意見が掲載されていたが、この12cmというのが真円なのか楕円形の短径なのかははっきりしていただければ宮城県猟友会として大変ありがたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

事務局： くくりわなの直径12cmの問題については、先日地元新聞にも載ったとおり、直径の計測方法を変更しようという動きが国の方ではじまっている。現在は12cmと言っても、その定義は長径に直角に交わる線が12cm以内であれば良いとなっており、要は長方形型や楕円形型であれば、長径側はいくらでも長くできるようになっている。こういった中で全国的にくくりわなによる錯誤捕獲が多発している現状があることから、この文言については今後どのようになるのか見通しが不透明な状況となっている。

そのため、ここで12cmの定義まで記載をしてしまうと、第13次鳥獣保護管理事業計画期間中に計画変更が必要になる可能性もあり、現在は国の基本指針に沿った文言とさせていただいている。

この12cmの定義をどうするかは国が決定することだが、国の方針が決まり次第、宮城県猟友会をはじめとした狩猟者の方々にお知らせするので御了承願う。

西村会長： 生駒委員はよろしいか。

では、他に何か御意見、御質問はあるか。

村上委員： 新旧対照表の64ページ(3)にある狩猟者の確保は非常に重要だと思う。狩猟をしている方々は80歳を過ぎても頑張っているが、それでもな

かなか後継者が見つからない。ここで新米ハンターという記載もあるが、それほど誕生しているわけでもない。

実は市町村会、県南の町村会としても、県への要望として私からお話しさせていただいたこともある。それが何かというと、狩猟者をしている方々は軽トラックを使っている。これの免許の更新、また免許更新後の練習の場所というのが、仙台市より北に行かないと無いという。村田町にクレ射撃場があるので、そこを開放して欲しいということをお願いしているのだが、先日知事からは色々検討したが難しいということであった。

しかし、やはりこの狩猟者の育成についてベテランの方々に頑張っていたかかないと、イノシシは倍々ゲームで増加していくので、狩猟者の確保をするにあたって、もう少し御検討いただければと思っている。

事務局： 委員の御指摘のとおり、県としても狩猟者の確保は非常に大事なことだと考えており、例えば年に20名程度ではあるが新人ハンターの養成講座を宮城県猟友会等の御協力を頂きながら進めているほか、免許取得者に対してはレベルアップに努めている。また、狩猟免許試験の開催場所の分散化、そういった施策を色々行っているところ。

宮城県クレ射撃場での狩猟者の方々の練習場所の提供という面については、色々と内部でも検討させていただいているところであり、御意見も賜りながら引き続き検討していきたいと考えている。

西村会長： 非常に大事なところだと思うので、よろしく願います。
他に何かあるか。

清水委員： 同じく新旧対照表の64ページについて。この項目では改正のない「5 取締り」に該当しているのだが、我々は国有林の管理を担っており、森林伐採等の施業をしている。ご存じの方もいらっしゃると思うが、北海道で3年前にルールを無視した狩猟者が、林道上を歩いている人間に向かって発砲したことによって、まだお子さんが2人いる若い森林官が亡くなるという事故が発生したので、ぜひ研修等の場において、ルールを守って狩猟を行うように強調していただくようお願いしたい。

要望ということで、よろしく願います。

西村会長： 他に御意見、御質問はあるか。

鈴木委員： 皆さまが後半で質問されていたことと紐付くのだが、資料1から拝見して、今話に出たハンターの確保というのともう一つ、地元住民の参加促進、あるいは連携であるとか、学校教育等と連携してという表記が資料1-1の9ページにあたり資料1-2の方でも幾つか拝見できるのだが、具体的に地域住民との連携というのはどういったものを想定されているのか。あるいは学校

教育と連携というのは、今までも行っていたのか、これから取り組みたい新しい分野なのかというところを質問させていただきたい。

事務局： まず、地元住民との連携という部分については、基本的には生息環境管理ということで集落周辺の刈り払い、放任果樹や放置野菜の除去、そういった対策が問題になっている。現在、県農政部局の方が中心になって、モデル地区を県内数箇所にとって、そこで集落ぐるみの取組を行うといったようなことを実施している。

また、学校教育関連については、今年度から実施している取組として「みやぎ出前講座」という、県職員が現場に出向いてお話をするという講座を設けている。その中で、小中学生向けの講座としてツキノワグマによる人身被害を防ぐための講座を作っており、まだ実績は1校しかないものの、学校教育等でも児童生徒が事故に遭わないような取組を行っているところ。

西村会長： 鈴木委員はよろしいか。
では、他に何かあるか。

小林委員： 鳥獣保護センター等の設置に関して質問させていただきたい。この件に関して2回ほど発言しており、1回目は2年前になるが、違法飼養の取締りに関連して、回収された鳥獣を保護・管理すること、その後訓練して野生に戻していくシステムを作ることが大切であり、その啓蒙活動も含めて、中心となる鳥獣保護センターの設置というものが大事になるという発言をさせていただいた。

審議会としても、会長の方からお願いしたいという発言もあり、その次、1年前になるが、2回目の発言では事務局からそれに対する返答があり、まず設置状況の調査を行ったところ東北地方では山形県と宮城県の2件で未設置であるという報告がなされたほか、次期計画の策定に当たり、つまり今回の計画策定になるが、この件も考慮しながら検討させてもらえればというような御回答があった。

また、その時には、会長からは東北近県でも結構だが既存のセンターなどの状況を調べて、その上で論議を続けていきたいと思いますというお話があったほか、玉手委員からは野生鳥獣の治療にあたる特別な技能経験を持つ専門家を計画的に確保・育成するような視点も大切であり、ハコモノだけ作っても駄目だという様な御指摘もあったことから、10年、20年先になるかもしれないけれど計画的に検討していきたいと思いますという様な発言がこれまでなされてきた。

この流れの中で今回の計画があるわけだが、具体的には資料1-1の9ページ、ここで4として鳥獣保護センター等の設置が記載されており、先ほどのとおり関係者の意見を踏まえて検討を継続するとなっている。それからもう一点、資料1-2の36ページにも鳥獣保護管理の総合的な拠点整備ということで、先ほどと同じ内容になるが、施設の設置環境、施設機能の整備範囲、運営体制等について検討を継続すると記載されている。そのため、これまでも検討はし

てきたのだが、引き続き検討するというのがこの第13次計画だというのは見て取れるわけだが、前回の質問から1年が経過するので、この期間の取組はどのようなものがあったのかということと、第13次計画においてはどのような検討計画しているのかお伺いしたい。

先ほどの説明の中で、傷病鳥獣の手当の研修会なども聞こえてきたが、そういった目の前のものに対する対応というのも大変大事なことではあるものの、いわゆるセンター設置というような大きな視点からの計画、これを計画的に検討していくことが必要ではないかと思っている。

補足として、東北地方では山形県と宮城県の2件がセンター未設置ということであるが、山形県に関しては、対象が非常に限定的ではあるものの鳥海イヌワシみらい館という環境省猛禽類保護センター管轄の施設があり、そちらが拠点になって活動しているということをつけ加えたい。

西村会長： では、事務局からこれまでの検討状況についてご説明いただきたい。

事務局： これまでにも鳥獣保護センターに関する御意見をいただいていることは重々承知しており、県としては、今回の計画策定にあたっては色々調査をさせていただいたところである。鳥獣保護センターの整備にあたっての一番の課題は獣医師等の専門職員の確保であったり、施設の整備や運営に要する財源の確保などにも課題があると認識しており、現時点においては、早急な整備は困難であるというのが今の県の考え方となっている。そのような中ではあるが、昨年来までの当審議会での御意見等も踏まえ、課題はあるものの解決に向けた検討は継続が必要ということで今回の計画に盛り込んだところ。

なお、前回は東北6県の状況について確認したが、もう少し幅を広げて調査をさせていただいた。全国的には整備済みが22県、未整備が25県となっており、未整備の県において今後整備を予定している都道府県は現在のところ当県も含めて無いということであった。また、以前に整備をしたものの、今現在は施設が無いというところは3県ある。いずれのところにおいても、やはり専門職員の確保や財源の問題から撤退したというところを確認している。

このような中において、県としてはセンターに色々な役割があると思っているが、傷病機能については新計画案の36、37ページにあるような、県が協力要請する動物病院等の救護機関による治療介護、また県が委嘱するアニマルレスキュー等による一時飼養など、そういったところで引き続き対応していきたいと考えている。

その他、鳥獣保護思想の普及啓発等についても39ページ以降に記載があるが、愛鳥週間をはじめとした各種行事を中心に、ホームページや広報媒体を活用した広報活動、また県で各種野鳥の森などの県有施設が多々あるので、そういったところでの普及啓発に引き続き努めていくということを考えている。

鳥獣保護センターの整備については、現計画と同じような表現で恐縮だが、検討については引き続き行っていきたいと考えている。

西村会長： 事務局から検討状況についての報告があった。

委員の方々は、より積極的にという考えの方が多くのではないかと思うが、財源の問題等々という話になると、少しこの審議会を超えるところもある。しかしながら、当審議会としては、今ご説明いただいたとおり宮城県としてこの鳥獣保護管理をどのように考えていくか、あるいは県民一人一人がそれに対してどのように向き合っていくのかということと合わせて、宮城県全体として気運を盛り上げていくということも必要かなと思うので、引き続き検討をお願いしたい。また、全国の事例を調べていただいたが、全国的には難しい部分もあろうかと思うが、設置しているところもあるわけなので、そのような事例も踏まえて検討をお願いしたい。

齊藤委員： 今の傷病鳥獣の件に関して、実態がどうなっているのかというのが正直よく見えないところがある。傷病鳥獣の保護件数はかなりあるのではないかと思うので、それをデータにするというのは非常に難しいところがあるというのは承知しているものの、例えば希少野生鳥獣は仙台市八木山動物公園の協力による人工増殖への活用を図るという書き方をされている。最近、石巻市で保護されたハクチョウの家族が八木山動物公園に保護されていて、大分ケガの状況も回復してきたということで一般展示に向けてのリハビリをしているところのようなのだが、その事例についても県の方々は搬入後は来ていないというお話も聞いていた。協力における人工増殖の活用を図るとのことなのだが、その後の追跡調査というのはもちろん行っているとは思っているのだが、何をどこまで依頼してその後どうなったかというのが見えるような形にするのがまず一歩ではないかと思う。

他ではどのようにやっているということも重要だが、宮城県ではこういう課題があるとか、こういうことは八木山動物公園の御厚意でやっていただけるとか、本当に日夜獣医の方々が一生懸命介護しているのを見ているので、今の状況がどうなっていて、この部分はお金が無いとできなくて、この部分だったら誰々ができるというようなことを、基礎的なデータは把握していると思うのだが、なかなか目にする機会が無いのでちょっと議論がしづらい。また改めて、検討をするための体制についても御検討いただければと思う。

西村会長： では、次回以降にご説明いただければと思う。

他に御意見、御質問等はあるか。

まだあるかもしれないが、次に進むこととして、議事（２）次期第二種特定鳥獣管理計画の策定について審議していくので、事務局から説明願う。

（２）次期第二種特定鳥獣管理計画の策定について

事務局： （資料により説明）

西村会長： ただいまの事務局からの説明に対して、御意見、御質問等はあるか。

齊藤委員： ニホンジカ管理計画についてお伺いする。県内のニホンジカ生息密度が最も高いのは金華山で、他の地域と比較にならないほどの高密度で生息しているほか、ニホンジカは泳ぐので、そこから牡鹿半島に向けて個体群の増加に繋がっている。そういう最も密度の高い地域というのは押さえていいと思うのだが、その地域が管理区域から外されているということの理由について改めて御説明をお願いしたい。

事務局： 金華山の個体群については、やはり特別な場所という部分がある。元々、県内のニホンジカ原住区域であり、鳥獣保護区の中でも規制の厳しい特別保護地区になっている。島内では神の使いとして扱われているところもあり、これまで狩猟や捕獲の対象としてはいなかった。ニホンザルも同様だが、海を泳いで渡るといった話も聞いてはいるものの、やはり金華山については管理計画の対象とするということは今のところ考えていない。

齊藤委員： ニホンザルとニホンジカでは全く話が違って、ニホンザルも泳ぐことは泳ぐがニホンジカと比べると確率が低い。また、牡鹿半島にニホンザルの個体が増えて被害を出しているという話も無いので、ニホンジカとはやはり違うのではないかと思う。

島の神獣という扱いは大変良く理解しているが、だからといって手を付けないということが良いのか。それが本当に生態系の保全に繋がっているのかということは考えた方が良くはないかと思う。金華山が特別保護地区になっているのは希少野生鳥獣の生息地というような理由が先ほどの資料にも書かれており、確かに金華山には沢山の海鳥が飛来するし、ニホンザルもレッドデータブックに地域個体群として掲載されているので、特別保護地区に指定されているということはよく分かる。ただ、ニホンジカの密度が高くなりすぎると農林業に被害を与えるということはもちろんのこと、生態系に深刻な悪影響を及ぼすということは言うまでも無いことであり、実際に金華山でも土壌の流出が深刻な状況がずっと続いていて、東日本大震災の時にも大変な被害があった。

そういった状況、森林の減少あるいは更新が完全に阻害されている状況の中で、これを放置して良いのかということをお伺いしたい。

事務局： 金華山ではニホンジカの増加による土壌流出等の現象が起きているということは把握している。ただ、これまで牡鹿半島で実施してきた有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数管理を金華山でも実施するかという点については、金華山では各種学術調査も行われており、手つかずの自然が残されているからこそ、そこをフィールドにしているということもある。

ニホンジカが牡鹿半島に渡ってくる、金華山が供給源になっているというこ

とも御意見としてはよく分かるので、次期計画では難しいが、金華山をどうしていくかという点については将来的な課題として承りたい。

齊藤委員： 貴重なブナ林も生育しており、それを守るために防護柵を設置したりというような沢山の努力も存じ上げているが、ぜひ根本的な対策をお願いしたい。そうでないと、宮城県のニホンジカは増え続けるだけであるということは明らかだと考えている。

西村会長： 大変貴重な御意見を承ったと思う。事務局に説明いただいたとおり、ニホンジカ管理計画の中というよりも非常に根本的な問題なので検討を別途進めていただければと思う。

永広委員： ここ10年ぐらい地質の調査で南三陸地域をずっと歩いているが、去年は南三陸町の山の中でニホンジカの親子に会い、今年は地元の人に地域でのイノシシ被害が多くなっていると聞いてびっくりした。いつの間に広がったとか、どのようなルートを進んでニホンジカやイノシシが広がっていくのかという、そういう経緯をうまく使わないと色々な対策を立てられないだろうと思う。

ニホンジカについて言えば、例えば北の方の気仙沼のグループは捕獲メッシュの推移を見ると金華山地域とは別だろうと思われるし、私は気仙沼市に隣接する陸前高田市の県境に近いところで50年前にニホンジカを見ているので、おそらくもっと昔からいたのだろう。イノシシでは、大崎平野や石巻平野を横切って広がってくるのか、もしかするとこれも岩手県境の丘陵地帯を伝ってやってきたのかなという気もする。

そういう意味では、隣接する、例えば岩手県の南部地域の情報がどうしても必要だと思う。県同士の野生鳥獣の分布に関する情報の共有あるいは情報交換というものが行われているのかどうか。捕獲メッシュを見ても県境でデータが消えているのではなかなか正確な情報にならないと思うのだが、その情報共有がどうなっているのかお伺いしたい。

事務局： 捕獲等もしくは被害等の情報については、基本的に各県で収集するものであり、当県においても宮城県の情報しか載せていない。

他県との情報共有については、一つには北海道・東北・新潟地区で野生鳥獣に関するブロック会議を構成しており、各道県の担当者と意見交換する機会を設けている。そのほか、特定の鳥獣に特化したものとしては環境省東北地方環境事務所が事務局となって東北地方ニホンジカ勉強会を設置しており、ニホンジカに特化したものであるが各県の情報共有等を行っている。そういった形の他、普段から電子メールや電話等で個別に意見交換、情報交換を行っている。

西村会長： では次回以降、そういう情報に関して公開できる部分については、当審議会委員も触れることができる状況を作っていただければと思う。

他に何かあるか。

まだあるかとは思いますが、まだ報告事項が残っているので、このあたりで質疑を終了したいと思う。

議事の(1)、(2)については、この後パブリックコメントが実施されるので、委員の方々からも本日お話しできなかった部分はパブリックコメントにお寄せいただくということをお願いしたい。

そのパブリックコメントの結果及びそれに対する回答案に関しては、委員の皆さまにメールで報告させていただくということになっている。

予定では、パブリックコメント後の3月下旬に再度審議会を開催することとしているが、パブリックコメントによる計画の修正がない場合や、軽微な変更のみの場合は、3月の下旬の審議会開催要否については当方に一任していただき、開催を要しないと判断した場合は原案了承する旨を知事に答申することとしたいがよろしいか。

各委員： (異議無し)

西村会長： それでは、パブリックコメントの結果について皆さまに御報告しながら、次の開催について案を出させていただく。

4 報告

西村会長： それでは、次第4「温泉部会の処分状況」について益子部会長から報告願う。

益子委員： (資料により説明)

西村会長： 確認したい事項等あるか。

無いようであれば、次第5「その他」について、改めて全体を通して御意見を頂戴したい。

5 その他

大山委員： 大変細かいことで申し訳ないが、持続可能な社会と言われている中で大変資料が多く、前もって送付頂けるのは大変ありがたいのだが、次回からはそれを持参ということで、当日改めて資料をいただかなくてもいいのではないかとと思う。

事務局： 委員からの前向きなありがたいお言葉で恐縮である。ただ、大変申し訳ないのだが、スケジュールも非常にタイトであり委員の方々へ送付するのが遅くなってしまったというところと、先週まで宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び各部会等も進めていく中で、資料の差し替え等もあった。差し替え版を送付してすぐに審議会になってしまうということもあり、できるだけ早めに資料を送付するのが大前提になるかと思う。訂正がある場合には次回以降

もこのような方法になってしまうかもしれないが、御理解をお願いしたい。

西村会長： 事情もあるということだが、できれば宮城県の働き方改革を進めていただいで、もう少し色々やっていたらいいかなと思う。

他に何か御意見、御質問等はあるか。

早坂委員： 当審議会が自然環境保全に関わるということなので、あえて事務局にお尋ねしたいが、近年、原野や山林における太陽光発電やバイオマス発電などの開発が盛んに行われていて、その急増は目に余るほどのところが多くなっている。数年前に仙台市内の丘陵地帯というか原野のところ、大規模なドッグランやペット霊園の触れ込みで開発されていたところが、急に最近になって太陽光パネルでいっぱい覆われているというところが実際にあった。

以前にこういう話を県にお伺いしたところ、大規模開発は届出制になっているという回答であったが、業者が代行して、個人所有の土地を届出無しの小規模開発としてパッチワーク状に開発しているところも散見される。

ソーラーシステムの保証期間が大体20年と伺ったのだが、それ以降のフォロー、それから放置された後の周辺地域への汚染物質の流出などが大変懸念され、そういうところがやはり問題になってくると思う。県はせめて、大規模開発だけではなく、太陽光発電であるとかバイオマス発電でのところは届出を義務化してデータを集積しておく方がいいのではないか。これから先のこともあると思うので、20年先の県土を守るためにもそれは必要なことではないか。これは提案なのだが、設置状況は把握するというような、何か方策を考えたらいかかと思うので、御検討をお願いしたい。

事務局： 当課では、地域森林計画の対象森林であるところの1haを超える開発については林地開発許可制度に基づく手続を行っており、10haを超える場合は森林審議会に諮っている。

それ以外に、森林に限らず20haを超えるものについては大規模開発指導要綱というものの中で、例えば開発途中で業者が廃業になってしまったとか、そういう予期しないことで当該開発地が悪影響を及ぼさないよう、地元の市町村と共に協定を結んで、また保証金等の協定も結んだ上で開発している。

農地などになってしまうと当課では対応しがたいところもあるのだが、基本的に林地開発の場合だと太陽光発電が乱立してきたということもあり、国からは、令和2年4月1日以降のものについてはまずは地元への説明をきちんとしなさいということ、申請が出てきた際は県で確認等をしなさいということ、また開発する際に周りに残す残置森林や森林率についても従前のものより若干厳しくなっている。

委員からお話のあったとおり、太陽光発電の多くはFIT認定なので20年で期限が切れるが、その後も業者が発電事業を進めるのか、進めないのであればどうするのかといったところも確認した上で開発の許可等を審議していると

ころ。

我々としても、今の話は令和2年4月以降の申請のものだが、現在開発しているものについても太陽光発電所の整備が完了して現地での完了確認をする際に、20年後の対応に関する現在の考え方をお聞きしている。大抵の場合は地元の方と賃貸契約をしているので、その地権者の方の御意向によって森林に戻すということになるのであれば、また地域森林計画の対象森林になるので、その届出を忘れずに行うようにということをご指導させていただいている。

また、太陽光発電所については環境生活部内の他課でガイドラインを作成しており、そこでも同じように事前の届け出制などについて指導しているところなので御承知いただければと思う。

小林委員： 関連して発言したい。

風力発電についても、同様なことがあると思う。今は国というか、世界の多くがカーボンニュートラルに向かって動いているという中でなかなか難しいところであると思っているのだが、風力発電に関しては、例えばそこを鳥が渡りのルートに使っていたり、あるいはエサ場と生息地の往復で使う場所としていたりする。そういう風の力を利用して飛ぶのが鳥なので、風が吹くところは非常に費用対効果があるということで設置されるわけだが、それによって宮城の自然が無くなってしまいうのでは元も子もないと思う。

そういう観点からも、国からの規制の中で県も動いていると思うのだが、宮城県は自然を守るという視点から、国に逆に言っていくような姿勢も大切なのかなと思う。

また、特に今は地球温暖化ということで災害が頻発しており、森林は非常に大事だということについて、太陽光、風力についてはそういう観点からも大切にしていきたい。風力については洋上でも開発が行われるということもあるが、これについてもどのような悪影響があるのか不明なところが随分あるので、この部分も調べていただければと思う。

西村会長： ただ今の御意見はとても大事だと思うし、これは委員、審議会の総意ということかと思う。カーボンニュートラルも環境のためではあるが、そのために自然環境が損なわれるというのは本末転倒である。これから開発圧力が高まる可能性が非常に高いので、ぜひ注視していただき、必要に応じて速やかに手を打てるよう準備を始めていただければよろしいのではないかと。

では、事務局からその他の連絡事項はあるか。

事務局： 改めまして今後のスケジュールについてご連絡させていただく。本日いただいた御意見、御指摘を元に修正した計画案についてパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの結果及び3月下旬に審議会を開催するかどうかの連絡は、会長と協議させていただいた上で、2月末を目途に御連絡をさせていただきます。

西村会長： では、これで議事は終了し、進行を事務局にお戻しする。

司 会： 西村会長ありがとうございました。

また、委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたり活発なご審議を賜り、ありがとうございました。本日いただきました意見を、今後の事業に活かしてまいりたいと思います。

以上をもちまして、宮城県自然環境保全審議会的一切を終了します。